

令和4年8月29日

## 令和5年1～3月開講の求職者支援訓練の認定申請について

石川県において令和5年1～3月開講の求職者支援訓練の認定申請を下記により受付を行いますので、お知らせ致します。

当支部では、受付期間以外でも認定申請に係るご相談を承っておりますので、ぜひお気軽にご連絡ください。ご相談を希望する場合（特に新規又は新規分野で申請をご検討されている場合）は認定申請書の受付開始前に当支部求職者支援課（Tel.076-267-0217）までお電話にて予約願います。

### ※認定申請の受付について

求職者支援訓練の認定申請書を提出される際は必ずお電話にて予約の上、当支部に「来所」、「郵送」又は「メール」で申請頂きますようお願い致します。

「予約なし」での申請は受付できませんのでご注意ください。

提出に当たっては、最新版の「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」をよくお読みいただき、必ずHPから最新の様式をダウンロードのうえ、作成が必要となりますので、ご留意願います。

## 記

### 1 認定申請スケジュール

認定申請書の受付開始日	令和4年 9月20日（火）
認定申請書の受付終了日	令和4年10月 7日（金）15時厳守 ・添付書類を含む認定申請書類一式の提出期限です
認定申請書の補正期限	令和4年10月21日（金）13時厳守 ・10月7日までに受理した申請書の補正期限です
認定予定日	令和4年11月 8日（火）

受講者募集から開講日までのスケジュール（参考）	
受講者募集期間 （※4週間以上設ける）	令和4年11月10日（木）～ 令和4年12月7日（水） 11/10（木）以降から募集開始が可能
選考日 ・申込締切日から※16開庁日※2以上	令和4年12月15日（木）
選考結果通知日 ・選考日から※13開庁日※2以上	令和4年12月20日（火）
訓練開始日 ・選考結果通知日から※1 8開庁日※2以上	令和5年1月5日（木） ・令和5年1月5日～3月31日の間で設定

※1 申込締切日、選考日、選考結果通知日当日は含まれません。

※2 開庁日とは、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日（12/29～1/3）を除く日の事をいいます。

#### （1）認定申請書の受理について

認定申請書の受付終了日時（令和4年10月7日（金）15時）までに添付書類を含む全ての書類がそろっていない場合、認定申請書を受理できませんのでご注意ください。

#### （2）認定申請書提出日の予約について

申請書を提出される際は、提出される日の前日までに申請日と時間帯をお電話にてご予約ください。なお、予約状況によりご希望の日時を予約できないことがありますのでご了承ください。

認定申請書の受理期間での「相談・申請」予約の時間帯については、受理日時を分散させる観点から、原則以下のとおりとなります。また、予約時間は各枠開始時間及び終了時間厳守での対応となりますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

① 9：30～11：30    ② 13：00～14：30    ③ 14：45～16：15

※1 受付終了日は②の枠までとなりますのでご注意ください。

※2 1回目の申請書提出の際は、①の時間帯でのご予約をお願い致します。

※3 メールで提出される場合であっても、予約された日時で確認作業を行います。また、修正の依頼等も時間内でさせていただきますので、機関ご担当者様の対応できる時間でのご予約をお願いいたします。

(3) 認定申請書類の提出方法について

- ① 提出については、郵送（簡易書留郵便等、郵送又は信書便を利用した対面での配達であり、かつ、配達記録が残る方法に限る）若しくは持参してご提出くださいますようお願い申し上げます。また、認定申請書のメール提出を希望される機関様は、事前に当支部までご連絡ください。
- ② 提出された書類については再度、電子ファイルでの提出を求める場合がございます。その場合は電子ファイルを保護する観点から、電子ファイルをzip形式等に圧縮し、当支部が指定するパスワードを設定した上で、提出してください。その際にExcelファイルに直接パスワードを設定しないようご注意ください。
- ③ 書類に記載する日付は実際に申請書を当支部に提出する日付（受付期間：9/20～10/7）を記載してください。郵送の場合は投函日となります。

(4) 受講申込締切日等の日程設定について

受講申込締切日等の日程設定に当たっては、「受講者募集から開講日までのスケジュール」を参考に各日程を決めてください。

(5) ハローワーク来所日設定について

訓練開始から1ヶ月を経過する毎に経過後1週間以内で受講生がハローワークへ来所する日（終日）を設けてください。

なお、来所日は申請書受理後にハローワークと協議の上、調整をさせていただく場合がございます。調整等があった際には、ご協力願います。

(6) コース案内案

コース案内案はA4サイズ1枚で作成し、認定申請書類と一緒に提出してください。また、新聞広告・リーフレット等の印刷物による広告についても、コース案内案と同様に、必ず事前（認定申請と同時になくても構いません）に案を提出してください。インターネット上に広告を掲載する場合は提出の必要はありません。申請時に提出いただいたコース案内案・広告等は後日、データ（データサイズは970KB以下）をご提出頂きます。

また、HPにコース案内例及び留意点について掲載しております。コース案内作成の際などにご活用下さい。

(7) 施設紹介について

求職者支援訓練実施施設の紹介リーフレットの活用を計画させて頂きまし

た。コース案内のみでは受講希望者に対し、施設紹介を行うことは難しいと思慮されます。是非、活用してみたいとお考えの申請機関担当者の方は、お忙しい中、お手数ではございますが、当支部へご連絡お願いいたします。尚、提出されたリーフレットは当支部で取りまとめ、県内HWへ送付させていただきます。提出後の修正に関しましても随時対応させていただきますので、その際は当支部までご連絡お願いいたします。

## 2 認定分野及び規模（認定上限数）

令和5年1・2・3月に石川県内で開講する求職者支援訓練の分野及び規模（認定上限数）は次の予定です。

「[求職者支援訓練の認定分野及び規模について（石川労働局）](#)」より

地域区分 (開講される地域)	令和5年1・2・3月に開講される 求職者支援訓練の認定上限数(単位:人)				
	能登地域	石川中央 地域	南加賀 地域	県計	うち新規 参入枠
基礎コース		20		20	6
実践コース		45		45	14
介護系		10		10	
医療事務系		10		10	
デジタル系		15		15	
その他成長分野		10		10	

※1 令和5年1月5日以降3月31日までに開講する訓練コースとなります。

※2 地域区分は次のとおりです。

(1) 能登地域：輪島市、珠洲市、鳳珠郡、七尾市、羽咋市、鹿島郡、羽咋郡

(2) 石川中央地域：金沢市、白山市、野々市市、かほく市、河北郡

(3) 南加賀地域：小松市、能美市、加賀市、能美郡

※3 新規参入枠の申請が優先して認定されます。

※4 実績枠に余剰定員が発生した場合は、同一認定単位期間内で、新規枠へ振替えることが可能です。

※5 基礎コースの認定は能登、石川中央、南加賀の各地域区分で行い、実践コースの認定は県全域で行います。

※6 基礎コースにおいて、各地域区分で余剰定員が発生した場合は、能登地域、南加賀地域、石川中央地域の順に振替えて活用することがあります。

※7 実践コースの介護系、医療事務系、デジタル系の各分野において認定コースの定員が認定上限数を下回った場合はその他の成長分野に振替えることがあります。

※8 基礎コース並びに実践コースにて定員調整を行った後に余剰定員が生じた場合は、余剰定員を基礎コース、実践コース間で振替えることがあります。余剰定員の活用は、実践コースの全国共通重点分野（介護系、医療事務系及びデジタル系）、基礎コース、実践コースのその他の順とします。

### 3 認定後の訓練の中止

認定後に訓練を中止できるのは、選考日の前日までであって、受講申込者が受講者定員の半数に満たない場合に限られます。その他の理由により訓練を中止する場合は、労働局による認定取消の可能性があります

### 4 認定後の訓練計画の変更

認定後に訓練計画を変更できる事項は限られています。詳細については、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」の第5の4（認定後の内容の変更）をご覧ください。

問合せ先

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構石川支部  
求職者支援課

TEL : 076-267-0217

E-mail : ishikawa-qsyoku@jeed.go.jp